

マイナンバーカードの健康保険証としての利用に関するQ&A

作成日：令和6年11月19日

	問い合わせ		回答
1	令和6年12月からは保険証（組合員証等）が廃止になるのか？		令和6年12月2日以降は保険証（組合員証等）の新規発行はされず、再交付も行われません。 現在お持ちの保険証（組合員証等）は、 記載内容に変更がないこと及び共済組合の資格を喪失しない限り、令和7年12月1日まで使用することができます。
2	令和6年12月以降は、保険証（組合員証等）の代わりになるものが交付されるのか。		令和6年12月2日以降は、基本的にマイナ保険証で受診していただく仕組みに移行するため、保険証の代わりはマイナ保険証となります。 令和6年12月2日以降に新たに共済組合に加入した方や、被扶養者の認定を受けた方に対しては、医療機関等でオンライン資格確認の手続きができるためのシステム登録が完了したことを示す「資格情報通知書」を交付します。 また、マイナ保険証でない方へは、併せて「資格確認書」を交付しますので、「資格確認書」を提示することで、今までどおり受診をすることができます。
3	「資格確認書」とは、どのような人に交付されるのか。		マイナ保険証の利用が困難な方（高齢者や障害をお持ちの方などの要配慮者）や、諸事情によりマイナ保険証の利用登録をされていない方、また、マイナンバーカードをお持ちでない方に交付されます。
4	現行の保険証（組合員証等）が使用できなくなる令和7年12月2日以降は、どうやって医療機関等に受診することとなるのか。		令和7年12月2日以降はマイナ保険証又は「資格確認書」より受診することとなります。
5	令和7年12月2日以降保険証（組合員証等）が使えなくなるが、マイナ保険証の登録をしていない人に対する「資格確認書」は、いつ頃届くのか。		令和7年12月2日以降の受診に間に合うように交付を行う予定です。 具体的な実施時期や、交付対象者については未定です。
6	医療機関で受診をしようとしたところ、「マイナンバーカードは持っているか」と聞かれた。「持っていない」と答えたところ、次からはマイナンバーカードを持ってくると言われた。保険証（組合員証等）はもう使えないのか。		国の指導により、医療機関や薬局では、マイナンバーカードを持っているかどうかの声掛けをしているものと思われます。 現在お持ちの保険証（組合員証等）は、 記載内容に変更がないこと及び共済組合の資格を喪失しない限り、令和7年12月1日までは使用することができます。
7	マイナ保険証（マイナンバーカード）を持っていないので申請したい。共済組合で受け付けてもらえるか。		共済組合ではマイナンバーカードの申請受付や発行は行っていません。 詳しくは、マイナンバーカード総合サイトを御覧になるか、お住まいの各市町村の担当窓口にお問い合わせください。
8	マイナンバーカードの保険証利用登録は、共済組合でしてもらえるのか。		共済組合でマイナンバーカードの保険証利用登録をすることはできません。各市町村の担当窓口や医療機関窓口の端末、マイナポータルなどで手続きを行ってください。 なお、マイナ保険証の利用登録の解除に限り、共済組合を通じた手続となります。
9	マイナンバーカードさえあれば、保険証（組合員証等）はいらないのか？		マイナンバーカードを作っただけでは、保険証（組合員証等）としては使えません。マイナンバーカードの健康保険証（組合員証等）としての利用登録は、御自身でしていただく必要があります。 なお、マイナ保険証の利用登録を終えても、念のため保険証（組合員証等）は引き続き令和7年12月1日までは破棄せず保管しておいてください。
10	今後マイナ保険証で受診することにした場合、保険証（組合員証等）は返却しなければならないのか。		令和7年12月1日までは、現行の保険証（組合員証等）は使用することができるため、返却せず保管しておいてください。 令和7年12月2日以降に、現行の保険証（組合員証等）を回収するかどうかについては、未定です。

	問い合わせ	回答
11	マイナンバーカード（マイナ保険証）を紛失したので再交付をしてもらいたい。	<p>共済組合では、マイナンバーカード（マイナ保険証）の再交付は行っていません。お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。</p> <p>なお、マイナンバーカードが再交付されるまでの間、医療機関等を受診する場合は、保険証（組合員証等）（※）を医療機関等に提示してください。</p> <p>（※）令和6年12月2日以降に資格取得や扶養認定を受けた人は、資格確認書の交付申請を行ってください。</p>
12	マイナンバーカードで受診をしようとしたら、使えなかった。どうしたことか。	<p>次の理由が考えられます。</p> <p>①マイナンバーカードの健康保険証利用の登録をしていなかった ⇒御自身で健康保険証利用の登録をする必要があります。</p> <p>②マイナンバーカードの電子証明書が失効している（有効期限が切れている） ⇒あらかじめ市町村から更新手続の案内がお手元に届いていることと思います。案内に従い、マイナポータルやお住まいの市町村の担当窓口で更新手続を行ってください。</p> <p>③当共済組合に資格取得の届出や被扶養者認定の届出をしたばかりである ⇒事業所（職場）から共済組合に届出が到着し、マイナンバーと紐づいた後にオンライン資格確認ができるようになるまでには、一定の日数が必要になります。</p> <p>マイナポータルで、御自身のデータがオンライン資格確認システムへ登録されているかどうかの確認をすることができるので、あらかじめ登録状況の確認をしておくことをお勧めします。</p> <p>④医療機関等における機材トラブルや通信の不具合 ⇒マイナ保険証と資格情報通知書、もしくは、資格確認書を医療機関等の窓口へ提示してください。（保険証（組合員証等）をお持ちの方は、保険証（組合員証等）を提示）</p> <p>⑤その他マイナンバーカード自体の不具合 ⇒お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。 なお、共済組合では、マイナンバーカードの再交付は、行っていません。</p>
13	マイナ保険証を使用すると、医療費が安くなると聞いた。いくらぐらい安くなるのか。	初診時における医療費において20円、自己負担分では6円ほど安くなります。
14	マイナ保険証での受診ができず、医療費を全額医療機関に支払ってしまいました。この医療費はどうすればいいのか。	<p>医療費を全額（10割）医療機関に支払った場合は、事業所（職場）を経由して共済組合へ療養費又は家族療養費の請求をしてください。</p> <p>本人負担分を除いた金額について、後日支給します。</p> <p>このようなことにならないためにも、医療機関を受診する際は、念のため保険証（組合員証等）も併せて持参するようにしてください。</p>
15	マイナンバーカードを持ち歩くのが不安なので、マイナ保険証の利用登録を解除したい。マイナポータルから解除申請をしようとしたが、できなかった。どうすればいいのか。	<p>所定の様式により、共済組合を通じて手続をすることができます。</p> <p>なお、解除申請をした方については、令和7年12月1日までは、保険証（組合員証等）により受診をすることとなります。</p>